大阪府在日外国人施策有識者会議設置要綱

（目　的）

第１条　定住生活を営んでいる外国人（以下「在日外国人」という。)に関わる諸課題について、本府が取り組むべき施策に係る意見を幅広く求めるため、大阪府在日外国人施策有識者会議（以下「有識者会議」という。)を設置する。

（組　織）

第２条　有識者会議は、委員１０人以内で組織する。

２　委員は、在日外国人に関わる諸課題に関し優れた識見を有するものの中から、知事が委嘱する。

３　委員の任期は、２年とする。ただし、再度の委嘱を妨げない。

４　補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の在任期間とする。

５　委員は、任期満了後においても、次期委員が就任するまでは、その職務を行うものとする。

（座長及び座長代理）

第３条　有識者会議の円滑な進行等を図るため、進行役として座長及び座長代理を置く。

２　座長は、委員の互選により定め、座長代理は、座長が指名する。

３　座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会　議）

第４条　有識者会議は、府民文化部人権局長が招集する。

２　人権局長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

（庶　務）

第５条　有識者会議の庶務は、府民文化部人権局人権擁護課において行う。

（その他）

第６条　この要綱及び懇話会等行政運営上の会合に関する取扱要領に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、別途定める。

（附　則）

この要綱は、平成４年10月１日から施行する。

この要綱は、平成10年４月１日から施行する。

この要綱は、平成15年８月１日から施行する。

この要綱は、平成18年４月１日から施行する。

この要綱は、平成21年４月１日から施行する。

この要綱は、平成21年８月１日から施行する。

この要綱は、平成23年10月５日から施行する。

この要綱は、平成24年11月１日から施行する。

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

附則

（施行期日）

１　この要綱は、平成26年９月１１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行日の前日において改正前の大阪府在日外国人問題有識者会議設置要項第２条第１項の規定により大阪府在日外国人問題有識者会議の委員に任命されている者は、この要綱の施行の日において改正後の大阪府在日外国人施策有識者会議設置要綱第２条第２項の委員に任命されたこととみなす。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成27年5月１４日から施行する。